

資料 1

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の教育課程には、少なくとも学年別に各教科、<u>道徳、特別活動及び総合的な学習の時間</u>の時間配当並びに教育指導の重点を明確にしなければならない。</p> <p>(教材使用の承認)</p> <p>第11条 校長は、次のものを児童生徒に使用させようとするときは、様式第2号によって、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 検定教科書のない教科において使用する手引書又は参考書の類</p> <p>(2) <u>道徳、特別活動又は総合的な学習の時間</u>において使用する手引書又は参考書の類</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の教育課程には、少なくとも学年別に各教科、<u>特別の教科である道徳、外国語活動(小学校に限る。以下同じ。)</u>、<u>総合的な学習の時間及び特別活動</u>の時間配当並びに教育指導の重点を明確にしなければならない。</p> <p>(教材使用の承認)</p> <p>第11条 校長は、次のものを児童生徒に使用させようとするときは、様式第2号によって、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 検定教科書のない教科<u>又は検定教科書のない特別の教科である道徳</u>において使用する手引書又は参考書の類</p> <p>(2) <u>外国語活動、総合的な学習の時間又は特別活動</u>において使用する手引書又は参考書の類</p>